



### 本県における災害対策について

平成の時代では、大規模災害が続きました。そして、その教訓を踏まえ、新しい時代である令和では、政治の柱として防災・減災に、全力で取り組まなければならないと思います。

まずは、この令和元年より、「災害による犠牲者を一人も出さない」との、強い決意に立ち、社会に防災・減災を根付かせていくことが、大変重要だと認識しています。

政府は、2018年度から、2020年度までの3年間で、集中して、インフラ（社会資本）の防災・減災対策を進めていく、「3ヵ年緊急対策」を作成し、昨年の西日本豪雨など、土砂災害が頻繁に発生したことから、堤防強化や河道掘削、土砂や、流木の流入を防ぐ砂防ダムの整備などの予算を大幅に増額し、法面・盛り土の強化、ため池の改修、治山（ちさん）ダムの設置なども、拡充されております。

しかし、行政主導の対策には限界があり、国民全体で共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換していく必要があることから、国において「避難勧告等に関するガイドライン」が平成31年3月に改定され、住民は「自らの命は自らが守る」との意識を持ち、自らの判断で避難行動をとり、行政は、それを全力で支援するとの方針が示されました。

さらに、災害時に重要な役割となる防災については、住民に最も身近な市町村による、きめ細かな対策が重要であると思われま



2013年に成立した「国土強靱化基本法」で定めることができるとされている、「地域計画」は、県内の市町村では、どのような状況になっているのか。未策定の市町村には、県としても、策定に向けての支援や、後押しが必要と思われるのですが、どのように考えておられるのか伺います。

また、大規模災害発生時は、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと、災害対策がうまく働かないことが強く認識され、同2013年に地域コミュニティにおける、共助による防災活動の観点から、「地区防災計画制度」が創設されています。

地区防災計画を作成する主体は、町会や自治会、マンション管理組合のほか、企業やNPO法人、商店街、学校、医療・福祉施設など多岐にわたるため、市町村が地域へ積極的に働きかけるべきであると考えますが、県としては市町村をどのように、支援していかれるのか伺います。

災害に際して、最後にモノを言うのは、「ひと」であるといわれております。自治体や、企業、学校、住民組織にも、防災・減災や危機管理に関する、専門の知識と能力、スキルを備えた人材が配備されることが重要です。

こうした中、注目すべきは、防災の専門的知識を有する消防団の存在です。特に、大規模災害発生時は、消防団が地域の即応体制上重要な役割を担っていますが、消防団員は年々減少傾向にあります。通常は、通常の団員とは別に、大規模災害時に限定して出動し、通常の団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を国が促していると聞いています。本県では、どのくらい導入されているのか、また、今後、市町村に対し、導入を進めるべきと思いますが、どのように考えておられるのか伺います。

また、災害時に、自治体の医師や、保健師らで構成する「災害時健康危機管理支援チーム『DHEAT』(ディーヒート)」が、各地域で運用を始めているとは聞きますが、本県での状況は、どうなっているのか、また、今後、どのように運用されていくのか伺います。さらに、実践的な研修も必要だと思われるのですが、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

次に、文化財の防災対策の現状はどうなっているのか。また、それに対して県は、どのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

また、火災発生時の文化財建造物の安全対策についてお伺い致します。4月15日に発生したパリ・ノートルダム大聖堂の火災では、記憶に新しい出来事か

と思います。そこで、県内の文化財建造物について、具体的に実施している防火対策についてお伺いたします。

「政治は、現実である。そこには、人びとの生活がかかっている。足元を見すえぬ理想論は空想にすぎない。現実の地道な改善、向上が図られてこそ、人びとの支持もある」と、言われます。

また、「建設は死闘、破壊は一瞬」という言葉もあります。県民生活の安心・安全のため、より良い政策、システムの構築が常に大変重要であると考えます。

知事、教育長および、執行部におかれましては、現場の声をしっかりと受け止め、県民の皆さんの安心・安全のため、なお一層尽力していかれることを要望し、わたくしの質問を終わります。

### 【知事の答弁】

国土強靱化基本法では、「国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化地域計画を定めることができる」とされている。

計画策定のメリットとして、地域強靱化に係る国の交付金や補助金が優先配分をされることとなっており、強靱化の取組みを加速することができるものと理解している。現在、県内市町村における計画の策定状況は、策定済みが北九州市、策定中が福岡市の計2市である。

これまで、県では、副市町村長や防災担当課長を対象とする会議の場において、早期の策定を促し、市町村の担当者向けに、国の職員を講師とした研修会を開催している。

今後も、計画未策定の市町村へ県の担当者が出向いて、計画策定が進むよう支援していく。

地区防災計画は、地区内の居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村の地域防災計画の中に位置づけられ、昨年4月時点で、全国では41市区町村248地区が地区防災計画を作成している。

県内では、一昨年の九州北部豪雨で甚大な被害を受けた朝倉市久喜宮地区において、今年の3月に作成されている。

地区防災計画を作成することにより、人口構成や想定される災害等、地区の特性を踏まえた地域防災力の向上が期待できる。

そのため、県としては、既に計画を作成した地区における、作成手順や成果

物について、防災担当課長会議や研修会の場で情報提供を行い、市町村がそれぞれの地域へ働きかけて地区防災計画の作成を進めていけるよう、支援を行っていく。

国は、全国的な消防団員のなり手不足の現状を踏まえ、大規模災害時に限って出動し、避難誘導、安否確認などの活動を行う「大規模災害団員」の導入を促している。「大規模災害団員」のなり手としては、消防団員 0B、自主防災組織の構成員、事業所の従業員などが想定されている。

県としては、市町村の防災担当者会議等の場で、制度の説明を行い、導入を促してきた。現在、大牟田市、八女市、朝倉市、筑前町、東峰村の 5 市町村において 483 名が「大規模災害団員」となっている。

昨年の豪雨災害では、朝倉市、東峰村、八女市において、団員の方が、住民への避難の呼びかけ、河川の警戒、土のう積みに従事された実績があつた。

今後も、市町村に対し、このような活動事例について情報提供を行い、積極的に制度の導入を働きかけていく。

国は、災害に伴う重大な健康危機発生時に、保健医療行政を応援する、D H E A T 構成員を養成する研修を平成 28 年度から実施している。

本県では、医師や保健師等の職員を、毎年度この養成研修に参加させるとともに、県においても、この研修を受講した者を講師として、D H E A T の活動内容等について研修を実施し、D H E A T 構成員の養成を図っている。

現在、研修を 49 名が受講しており、1 班 5 名程度で構成するチームを 9 班編成できる体制を整備したところである。

今後、国からの応援派遣の要請に応じて、本県の D H E A T を派遣する。

また、災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集・分析などの対応力の向上を図るため、昨年 12 月に、地震や大雨等の大規模自然災害の発生を想定した実践的な研修を行ったところである。

今後ともこのような研修を積み重ね、構成員の実践力の向上を図っていく。

### 【教育長の答弁】

文化財は、国民共有の財産であり、ひとたび失われると元に戻らない貴重な遺産であるため、確実に保存して後世に伝えていく必要がある。

文化財の防災対策は、基本的には、想定される災害、文化財の種類や置かれ

た環境を勘案しながら、所有者が行っている。

これに加え、県や市町村の専門職員が、随時、現地で管理状況を確認するとともに、福岡県文化財保護指導委員による定期的な巡視を行い、防災対策の推進に努めている。

文化財建造物は、木や茅(かや)、桧皮(ひわだ)などの伝統的材料を使用しているものが多いため、火災への取組みが特に重要である。

そのため、火災への備えとして、早期発見を目的とした自動火災報知設備や文化財への延焼を防ぐ放水銃、人の少ない夜間でも操作ができる消火設備の設置、また、建造物の特性に応じた防災計画の策定など、実情に応じた対策が進められているところである。

更に、1月26日の「文化財防火デー」を中心に県内各地で防火訓練が実施されている。

今回のノートルダム大聖堂の火災を踏まえ、工事やイベント等の際の出火防止対策の徹底、消防用設備等の適切な維持管理、火災時の初動体制の再確認に万全を期すよう、文化財所有者への指導を行っていく。